

西尾市総合運動場整備基金に関する条例の制定について反対討論

私は、西尾市総合運動場整備基金に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

理由は、ともかく基金を積みたいという条例制定ありきで、市の施設整備についての考え方、内容説明が整合性に欠けるためであります。

本条例は、総合運動場を整備するために積み立てられる基金ということですが、今議会の当初の段階では、いつ頃、どのような施設を整備するのかについて「長期計画になる。具体的な計画は考えていない。これから市民の意見をきいていく」と答えながら、条例の審査時には「時期は20年後、目標額は80億円。野球場30億円・陸上競技場13億円・ソフトボール場5億円・多目的グラウンド6000万円・テニスコート7億円などを整備し、駐車場は1200台で2億2000万円・用地費21億円の計80億円を見込んでいる」と非常に具体的な答弁でありました。

これから市民に意見を聞いて決めていくなどとは思えない、用地費までも含めた具体的な内容であります。

この基金計画が議会に知らされた本年2月には、まったく漠然とした不確かなものでしたから、その変容には驚くばかりであります。

市が第5次総合計画当時から、市東部の丘陵地に総合スポーツ公園構想があったこと、公式競技のできる大型施設が計画されていたことは承知しています。しかし、その地に建設されたのは総合体育館までで、プールは吉良町岡山につくられるなどして、形が変わってきています。財政難もあり、当時からとても手がつかなかった遠大な計画だったわけです。

そしてその後は、市民要望の高い「親子で遊べる公園」が優先され、26年度、ようやく用地買収が完了しようというところまで漕ぎ着けたところで、事業は、まだまだこれからであることは、みなさん、ご承知の通りです。

現在、市では、公共施設再配置計画が進行しています。今後30年をにらみ、老朽化する小中学校はじめ574もの公共施設すべての更新、維持管理は不可能であるため、これらを計画的に統廃合し、ランニングコスト削減をすることで、市民サービスを守ろうというものです。

(つづく)

そして、財政状況から見て、維持継続できるのは、多く見積もっても現有施設の半分までが限度と、多くの自治体で言われています。

さらに、本市の現行計画はいわゆる建物ハコのみが対象で、屋外施設は含まれていませんし、ここにさらに、上下水道、道路、橋梁などライフラインの更新負担が加わるわけで、必要とされる費用たるや莫大な金額に上ることは明らかであります。

また、市長の基金運用対象事業に関する説明では、この基金は「関連して既存の施設をいじる場合は基金の運用は可能」と言い、今ある屋外施設の統廃合、整備にも使うことができるといいます。

しかし、第7条は「基金は、西尾市総合運動場の整備及びこれに伴う体育施設の整備の財源に充てる場合に限り処分することができる」とあるだけで、とても、市長の説明のように読めません。

屋外施設全般に使うことも想定するなら、そのように条文を改めるべきであります。また、もし、そうであるなら、先の答弁のような建設費のみの合計額80億円では到底賄えるとは思えません。目標額は100億あるいは120億円としなければならないのではありませんか。

今基金条例では、実施計画の内容、運用の及ぼす範囲とも、不確かと言わざるを得ません。いかにも、基金ありきで拙速ではありませんか。

私とて、公式競技のできる施設もあれば良いとは思いますが、思いますが、それなら、手順を踏むべきと考えます。まずは、1、2年間時間をかけて、どういうものを造るのか、どういうものが必要か、調査費をつけて検討することを考えるべきではないでしょうか。

今ある屋外施設の老朽化、耐震性、利用状況、必要度等々も調査し、市民の意見を広く聴きつつ、財政面でもきっちり数値を出して、統廃合・長寿命化・再配置の計画とすり合わせていくなら、私は喜んで賛成いたします。

20年も先の予定ならば、ここで1年2年待ってもそうは変わらないでしょうし、むしろ、調査によって説得力が増せば全体としてスムーズに運ぶのではないかと考えます。

いずれにしても、合併特例による交付税措置もなくなっていきます。合併後の行財政改革は未だ道半ばであります。税収の増加も決して安定したものではなく、消費税増税による影響も見えないなか、優先すべき防災・減災対策もあります。ここしばらくは、慎重にじっくり構えた姿勢を取るべきとの立場から、本条例に反対の討論といたします。